

シンビオ社会研究会理事会内規

○シンビオ社会研究会名誉会員に関する理事会の内規

(定款第6条(6)及び第5条5に基づき、令和7年5月29日理事会にて決定)

1. 対象

これまで本会の正会員であって会長、副会長を歴任し、多年にわたり本会の事業推進に顕著な貢献をしたもの。

2. 推薦と委嘱

会長は、1の対象の名誉会員候補を理事会に諮り、賛同を得て委嘱する。

3. 任期

本人から退任の申し出のあるまで自動継続する。

4. 任務

理事会に出席、ないし会長の諮問に応じ書面により、適宜高所より本会の事業推進に資する意見を具申する。ただし理事会の議決には加わらない。

○会員の入会金、会費に関する理事会内規の新設

(令和7年5月29日理事会にて決定)

当会の設立以降の第6条に定める会員種別の追加と総会決議により改訂された入会金および会費の改訂の履歴を下表により記録する。

種別	時期	入会費	年会費
正会員	設立時	1000円	2000円
	令和6年総会時改訂	1000円	3000円
賛助会費(個人)	設立時	1000円	2000円/口 (1口以上)
賛助会費(法人)	設立時	1000円	50,000円/口 (1口以上)
登録会員	設立時	なし	なし
海外連絡会員	設立時	なし	なし
顧問	令和3年総会時	なし	なし
名誉会員	令和7年総会	該当せず	なし